

平成二十六年六月十日

●東京都告示第八百八十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十六年六月十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

世田谷区太子堂一丁目一番五十一、平成二十六年五月十三日
三番、四番、二百五十九番五、同番
六十七、同番七十六、同番七十七、
同番百一、同番百二、同番百十九並
びに三百八十九番百二十七及び同番
百四十二の各一部、同番百四十五、
同番百四十七から同番百五十一まで、
同番百五十八、同番百六十一、同番
百六十三、同番百六十四並びに同番
百七十及び三百九十六番一の各一部、
同番百四、三百九十七番一、同番八、
同番九、同番十八及び同番十九

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第八百八十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)以下「法」という。(第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年六月十日

東京都多摩建築指導事務局長

金子 博

取消しに係る道路の種類

取消年月日

取消しに係る道路の位置

取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条 平成二十六年五月二十日
第一項第五号 年五月二十日
の規定による 二日
道路 同番二十の各一部
小平市小川東 延長 一六・五九
町一丁目二千 幅員 四・〇〇
百二十八番六、

●東京都告示第八百九十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年六月十日

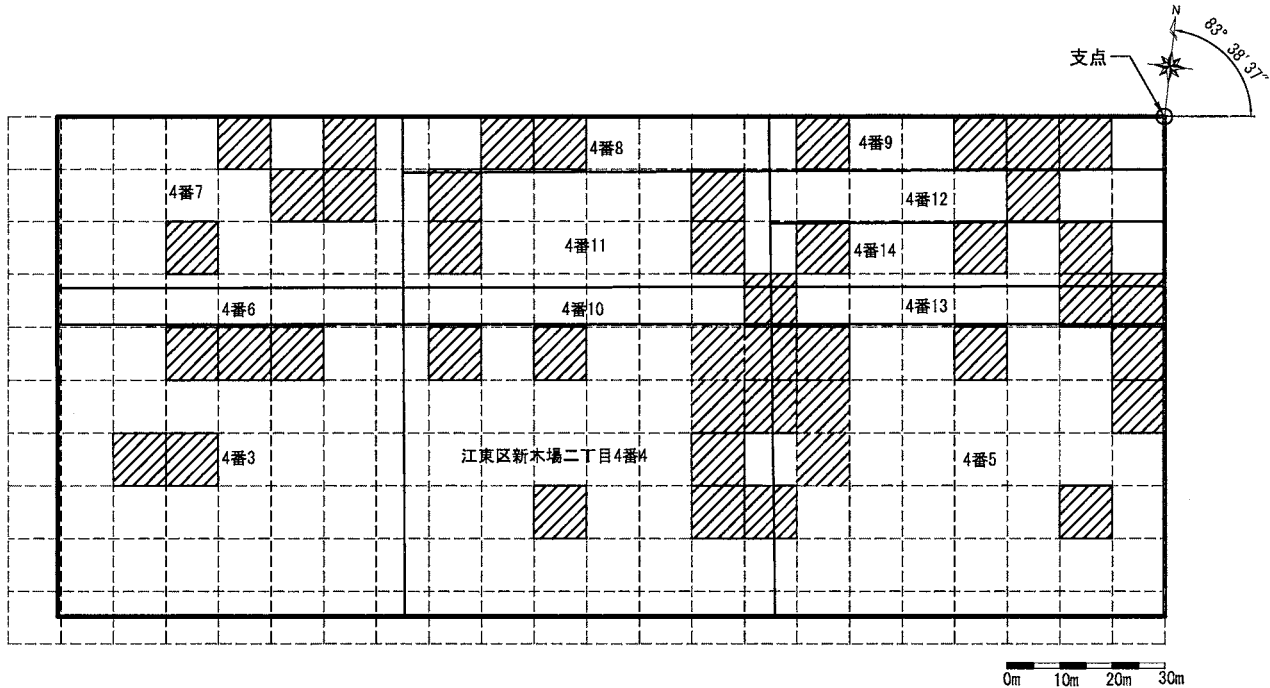
東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区新木場二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)以下「規則」という。(第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及び

その化合物
三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



凡 例

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【支点】
 支点は、江東区新木場二丁目4番9の最北端とする。

【格子の回転角度(83度38分37秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年六月十日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあつた年月日

平成二十六年五月一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人災害福祉広域支援ネットワーク・

サンダーバード

三 代表者の氏名

小山 剛

四 主たる事務所の所在地

東京都台東区谷中三丁目六番十六号

五 定款に記載された目的

この法人は、災害弱者支援を念頭に置きながら、災害発生時の対応に関する住民意識及び技術の向上や、支援側の意識改革・体制確保・技術習得等を目的とした啓発事業を行い、災害に備える体制を強化すると共に、行政単位を超えた国民的レベルで、また業種や分野を超えた

連携を前提として、災害時の広域支援ネットワーク及びその活動を支援するシステムを構築し、災害弱者を含む地域住民の生活を支えることを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青少年自立援助センター

三 代表者の氏名

工藤 定次

四 主たる事務所の所在地

東京都福生市大字福生字武蔵野二千三百五十一番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、不登校ないし引きこもり等を経験したため、又はその状態を継続しているために、一般的な就職等による社会的な自立が困難になると予想される、又は現実に困難になっている青少年(以下「青少年」という)に対して、不登校ないし引きこもり等の状況から脱却する機会を提供し、かつ、社会的自立を援助する活動として、社会参加上重要な集団生活、共同作業等の基礎訓練を行う場、及び模擬的な就業体験の場などを提供することに關する事業を行い、青少年が、各人の個性に応じた社会的自立の機会を獲得することに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年五月八日

二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 Future Dream Achievement

三 代表者の氏名

渡邊 幸義

四 主たる事務所の所在地

東京都港区赤坂七丁目一番十六号

五 定款に記載された目的

この法人は、未就労者及び社会的弱者に対して、雇環境の構築・創出のための調査研究、非営利型融資及び雇用機会の提供等を行い、雇用環境問題解決と地域社会の活性化に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に關する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年六月十日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日本市民後見人協会

三 代表者の氏名

小浜 洋一

四 主たる事務所の所在地
東京都小平市たかの台二十八番十三号

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢化が進み、判断能力が不十分な高齢者の増加が予想される中で、厚生労働省の市民後見推進事業として各地で行われている市民後見人養成講座を受講し、一定のレベルに達した方々を主に、「成年後見サポーター」として認定し、その活動を支援するとともに、新たに「成年後見サポーター」の普及・養成・認定に關する事業や認知症サポーターや消費生活指導員の知識もあり、今後「成年後見サポーター」の指導・研修や地域のリーダー的役割をもつ「成年後見コーディネーター」の認定・登録に關する事業を行うとともに、市民後見人制度の普及や今後各地で、設立が予想される市民後見NPO法人の設立・運営を支援、市民後見NPO法人のネットワークに關する事業を行うことにより、福祉と公益に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年四月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人NK LOVE

三 代表者の氏名

加古 理恵

四 主たる事務所の所在地

東京都渋谷区神宮前二丁目三十一番七号 ビラゴロリア三〇一号

五 定款に記載された目的

<p>この法人は、広く障がいのある人とその家族（サポーター）などの彼らを支える市民を対象として、障がいのある人やその家族（サポーター）が明るく健全でフアットシヨナブルな生活が送れるための雇用・余暇活動の場を作り、障がいのある人もない人も生き生きと暮らせる成熟した社会づくりに寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年四月二十八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人離島経済新聞社</p> <p>三 代表者の氏名 諫本 温子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区池尻二丁目四番五号 I I D世田谷ものづくり学校</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、一般市民を対象に日本の離島地域の情報を収集・編集・発信し、離島地域の本質的な価値・課題の啓蒙につとめることで、離島地域の経済コミュニケーションを円滑化し、地域社会の健全な持続と発展に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年四月二十八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人農業技術・文化研究会</p>	<p>三 代表者の氏名 梶井 功</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都日野市三沢一丁目十二番地の二十二</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、六次産業としての農業、すなわち農産物の生産、加工、販売等を一貫した教育資材とする視点に立ち、農業体験・実践の機会を提供することにより、能力開発、生涯学習、国際交流、地域コミュニティ活性化の推進を図ると同時に、これらの活動を通じて、わが国独自の農業技術・文化の継承と地域の特性に応じた農業技術の最適化研究を担う高度な農業指導者を育成し、持続可能な社会の実現に貢献することを目的とする。（以上原文のまま掲載）</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年四月二十八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人おもちゃの図書館全国連絡会</p> <p>三 代表者の氏名 小泉 康代</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都荒川区町屋二丁目七番五号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、全国にあるおもちゃ図書館活動を行っている団体に対して、ネットワークを組織し、情報の共有交流を行うとともに、その活動の質を高め、障害のある子どもを中心にすべての人が地域で豊かに生きること</p>	<p>寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）</p> <p>特定非営利活動法人の認定について 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。 平成二十六年六月十日</p> <p>東京都知事 舩 添 要 一</p>
<p>一 名称 特定非営利活動法人ジェン</p> <p>二 代表者の氏名 吉岡 健治、松本 由貴子</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都新宿区揚場町二番十六号、第二東文堂ビル七F</p> <p>四 その他の事務所の所在地 宮城県石巻市鑄銭場三番十三号S A S A D E N B I L L二〇一</p>	<p>一 名称 特定非営利活動法人国連U N H C R協会</p> <p>二 代表者の氏名 甲斐 幹敏</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都港区南青山六丁目十番十一号</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十六年六月二日から平成三十一年六月一日まで</p>	

五 認定の有効期間

平成二十六年六月二日から平成三十一年六月一日まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十六年六月十日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

立川市西砂町六丁目十四番八、武蔵村山市伊奈平五丁目一同番十九及び同番四十二番地の三

株式会社大岸ホーム

代表取締役 豊泉 晴夫

立川市柏町一丁目二十番二十一及び同番二十二番地

立川市柏町二丁目二十六番地

豊泉富久子

八王子市東中野字十七号千三十二番二、堀之内字三号二百五十六番十及び同字七号六百三十六番二の各一部

積水ハウス株式会社町田支店

支店長 篠 茂則

八王子市南大沢一丁目八番地二

大和ハウス工業株式会社

支配人 萩原 毅

八王子市上柚木字十二号千百十一番一、同番一地先及び同番七から同番十五まで

神奈川県相模原市緑区橋本三丁目十一番八号

株式会社イーカム

代表取締役 角田 満

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年六月十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

平成二十六年六月十日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名 (仮称) 小岩S C
- 二 店舗所在地 江戸川区南小岩六丁目二十七番地十四ほか
- 三 設置者名 有会社社池田ビル
- 四 設置者住所 江戸川区南小岩七丁目十三番六号
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 未定
- 六 新設をする日 平成二十七年二月三日
- 七 店舗面積の合計 千三百六十七平方メートル
- 八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 三十三台
- 九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗南側 八十四台

十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗南西側 二十三平方メートル

十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗南側 九・九四立方メートル

十二 小売業を行う者の開店時刻 午前九時

十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後九時三十分

十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後十時まで

十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一か所 店舗南東側

十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで

十七 届出日 平成二十六年六月二日

十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十九 縦覧期間 平成二十六年六月十日から同年十月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下

「法」という。) 第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年六月十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十六年六月十日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名 新宿三丁目イーストビル
- 二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目一番二十六号
- 三 設置者名 東京商工会議所ほか四名
- 四 設置者住所 千代田区丸の内三丁目二番二号ほか
- 五 変更を行った設置者名 東映株式会社
- 六 変更前の設置者の代表者名 岡田 剛
- 七 変更後の設置者の代表者名 多田 憲之
- 八 変更日 平成二十六年四月一日
- 九 届出日 平成二十六年五月二十二日
- 十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十一 縦覧期間 平成二十六年六月十日から同年十

月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

十二 縦覧時間

- 一 店舗名 西野ビル
- 二 店舗所在地 八王子市大和田町六丁目十三番三号
- 三 設置者名 株式会社西野コーポレーション
- 四 設置者住所 渋谷区神宮前一丁目四番二十号パークコート神宮前一五〇四号
- 五 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ダイエー
- 六 変更前の小売業者の代表者名 西見 徹
- 七 変更後の小売業者の代表者名 村井 正平
- 八 変更日 平成二十五年五月二十二日
- 九 届出日 平成二十六年五月二十二日
- 十 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十一 縦覧期間 平成二十六年六月十日から同年十月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十二 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

ダイエー八幡町店

八王子市八幡町十一番四号

株式会社ダイエー

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一

- 一 店舗名
 - 二 店舗所在地
 - 三 設置者名
 - 四 設置者住所
 - 五 変更前の設置者の代表者名 高木 邦夫
 - 六 変更後の設置者の代表者名 村井 正平
 - 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社ダイエー
 - 八 変更前の小売業者の代表者名 高木 邦夫
 - 九 変更後の小売業者の代表者名 村井 正平
 - 十 変更日 平成二十五年五月二十二日
 - 十一 届出日 平成二十六年五月二十二日
 - 十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
 - 十三 縦覧期間 平成二十六年六月十日から同年十月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
 - 十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
- 大規模小売店舗立地法に基づき変更の届出について
- 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下

「法」という。) 第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年六月十日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十六年六月十日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 店舗名 西野ビル
- 二 店舗所在地 八王子市大和田町六丁目十三番三号
- 三 設置者名 株式会社西野コーポレーション
- 四 設置者住所 渋谷区神宮前一丁目四番二十号パークコート神宮前一五〇四号
- 五 変更前の開店時刻 午前九時
- 六 変更後の開店時刻 午前七時
- 七 変更前の来客が駐車場を利用するに及ぶことができる時間帯 午前八時三十分から午後十一時まで
- 八 変更後の来客が駐車場を利用するに及ぶことができる時間帯 午前六時三十分から午後十一時まで
- 九 変更日 平成二十六年五月三十一日
- 十 届出日 平成二十六年五月二十二日
- 十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業

十二 縦覧期間

平成二十六年六月十日から同年十月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

十三 縦覧時間

- 一 店舗名 ダイエー八幡町店
- 二 店舗所在地 八王子市八幡町十一番四号
- 三 設置者名 株式会社ダイエー
- 四 設置者住所 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一
- 五 変更前の開店時刻 午前九時
- 六 変更後の開店時刻 午前七時
- 七 変更前の来客が駐車場を利用するに及ぶことができる時間帯 午前八時三十分から午後十一時まで
- 八 変更後の来客が駐車場を利用するに及ぶことができる時間帯 午前六時三十分から午後十一時まで
- 九 変更日 平成二十六年五月三十一日
- 十 届出日 平成二十六年五月二十二日
- 十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十二 縦覧期間 平成二十六年六月十日から同年十月十日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。午前九時三十分から午後四時三十分までを除く。
- 十三 縦覧時間

雑報

分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都職員共済組合の招集について
平成二十六年第一回東京都職員共済組合組合会を次のとおり招集する。

平成二十六年六月十日

東京都職員共済組合

理事長 秋 山 俊 行

- 一 日時 平成二十六年六月二十七日 午後一時三十分
- 二 場所 新宿区戸山三丁目十七番一号 東京都戸山庁舎 四階 大会議室
- 三 議事 議案 平成二十五年度決算について

全国自治宝くじ事務協議会告示第二十九号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成二十六年六月十日

全国都道府県知事の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 舛添 要 一

一 名称 第六百六十三回全国自治宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 二億六千万枚 七百八十億円
(二十億円を一単位(一ユニット)として二十六単位(二十六ユニット)。ただし、状況によりユニット単位で増減する場合があります。)

四 証券金額 一枚三百円

開封式

平成二十六年七月四日から同月二十五日まで

五 証券型式

平成二十六年八月五日

六 発売期間

平成二十六年八月十一日

七 抽せん期日

当せん金の額及び当せん金の数

八 当せん金の額及び当せん金の数

九 等級

一等

二等

三等

四等

五等

六等

計

備考

十 注意事項

(一) 当せん金の額については、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四百四十四号)第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。

(二) 当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

(三) 注意事項

(四) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(五) 証券は、転売できない。

(六) 計

百一十二万二千四百本

全国自治宝くじ事務協議会告示第三十号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
平成二十六年六月十日

全国都道府県知事の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 舛添 要 一

一 名称 第六百六十四回全国自治宝くじ
二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三 発売の数及び総額 九千万枚 二百七十億円
(二十億円を一単位(一ユニット)として九単位(九ユニット)。ただし、状況によりユニット単位で増減する場合があります。)

四 証券金額 一枚三百円

開封式

平成二十六年七月四日から同月二十五日まで

五 証券型式

平成二十六年八月五日

六 発売期間

平成二十六年八月十一日

七 抽せん期日

当せん金の額及び当せん金の数

八 当せん金の額及び当せん金の数

九 等級

一等

二等

三等

四等

五等

六等

計

備考

十 注意事項

(一) 当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

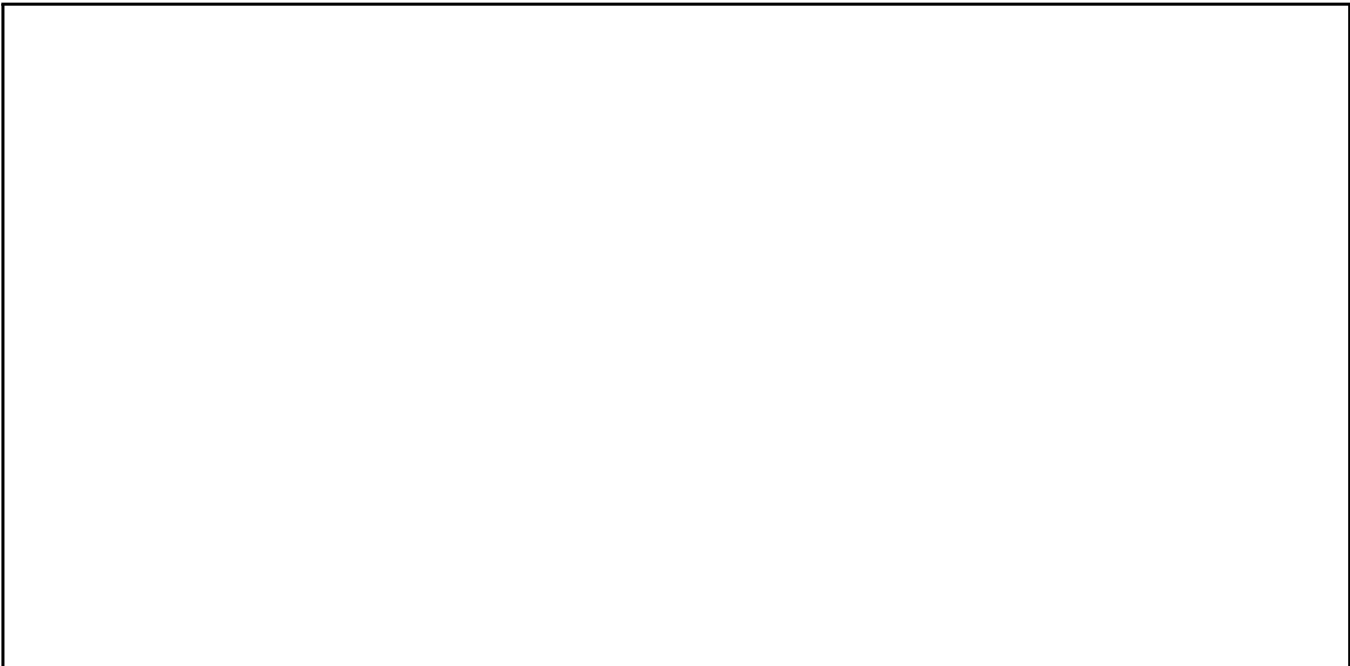
(二) 注意事項

(三) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(四) 証券は、転売できない。

(五) 計

百二十二万二千三百本



発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七
号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002